

国営制度事務協会からのお知らせ



雇用保険の加入は 必要なの？

厚生労働大臣認可 労働保険事務組合
国営制度事務協会
愛知社会保険労務士事務所
一人親方等特別加入者団体
愛建経営者協会
(株)団体共済企業保険
TEL052-932-6600(代)
FAX052-932-6604

「本人の手取りが減る」「保険料負担がもったいない」などの理由で、雇用保険へ加入しないという事は許されません。正社員・パート・アルバイトの区別に関係なく、基本的に週20時間以上働く人は雇用保険へ加入しなければいけないことになっております。

雇用保険の保険料は「無駄」にはなりません

ただし、あくまでも“保険”であり、絶対ではありません。

例：月給20万円の人が8年間勤め、30歳で会社を退職した場合

◆ 8年間の保険料負担額を計算します。 ※

一般の事業	200,000円 × 6/1000 = 1,200円/月 × 8年(96月) = 115,200円(本人負担)	200,000円 × 9.5/1000 = 1,900円/年 × 8年(96月) = 182,400円(会社負担)	合計
			297,600円
建設の事業	200,000円 × 7/1000 = 1,400円/月 × 8年(96月) = 134,400円(本人負担)	200,000円 × 11.5/1000 = 2,300円/年 × 8年(96月) = 220,800円(会社負担)	合計
			355,200円

保険料負担が大きいのは分かります。では、退職後の失業給付はいくらもらえるでしょう??

◆ 退職後の失業給付を計算します。 ※

自己都合 (給付日数 90日分) 合計で約 41 万円
 会社都合 (給付日数 180日分) 合計で約 82 万円

どうでしょう?
突然の退職の場合は特に助かります。

※ 上記の金額等は、平成23年2月現在の料率・計算式・年齢等に基づいて試算しており、料率改定等により実際の金額とは異なりますので、ご了承願います。

失業給付の所定給付日数 (4週間ごとにハローワークへ行き、分割でもらうような形になります)

自己都合等

被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
年齢					
全年齢	—	90日		120日	150日

会社都合等

被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
年齢					
30歳未満	90日		120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		180日	240日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

雇用保険の手続きを忘れていませんか？



雇用保険は、通常入社した日（試用期間がある場合でも、その初日）での加入手続き、退職した日（最終在籍日）での喪失手続きが必要になります。

そこで、年度更新の書類の中に雇用保険被保険者台帳を同封しておりますので、今一度、手続きもし（取得および喪失）はないか？のご確認をお願いします。

もし、名前のない人がいたら？

加入手続きが必要になりますので、早急にご連絡下さい。

（取得日によって、出勤簿、賃金台帳、遅延理由書等をお願いする場合があります。）

数年前から週20時間以上の人がいたら？

さかのぼって加入手続きが必要になりますので、早急にご連絡下さい。

基本的に2年前までしかさかのぼれません。ただし昨年10月より、賃金台帳等で雇用保険料を引いていたことが確認できる場合は、2年以上さかのぼることが可能になりました。

（取得日によって、出勤簿、賃金台帳、遅延理由書等をお願いする場合があります。）

雇用保険への加入者が平成22年4月よりも前にさかのぼる場合で、昨年ご提出いただいた「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」に人数及び給与を含めていなかった場合には、労働保険料の修正申告が必要となり、追加の保険料が発生します。

退職したが、連絡を忘れていた人がいる？

喪失手続きが必要になりますので、早急にご連絡下さい。

本人が「離職票はいらない」と言わない限り、離職票を作成する必要があります。

週20時間未満になった人がいる？

一時的に時間数が短くなる場合は喪失の必要はありませんが、長期間になる場合は喪失手続きが必要になります。一度ご相談下さい。

4月1日現在で64歳以上の人は、雇用保険料が無料（免除）になります。

4月1日現在で64歳以上の人はその年の4月分給与から会社負担分および本人負担分の雇用保険料が免除されます。今年(平成23年)4月からは、昭和22年4月1日以前の誕生日の人が雇用保険料の免除対象者となります(平成23年4月から免除になる人がいる場合は、別途ご案内を同封しております)。

注意 年度の途中で64歳になった人は、次に到来する4月から保険料が免除になります。

年齢65歳以上の人(65歳の誕生日の前日以降)は、雇用保険への新たな加入は出来ません。つまり、65歳前から同じ会社で加入している人だけが65歳以降も雇用保険に加入出来るのです。

また65歳以上で退職した場合は、退職理由に関わらず失業給付は一時金(高年齢求職者給付金)支給となります。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金	30日分	50日分

使える助成金情報

「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」と「3年以内既卒者採用拡大奨励金」の対象者が拡充されました。この助成金はハローワークの求人申込により紹介を受けた3年以内の既卒者(既に卒業した人)が対象とされていましたが、平成22年度に限り、平成23年2月1日以降、平成22年3月に卒業が予定されている未内定者も前倒して対象に加わることになりました。(1月31日までに紹介を受けている人は対象となりません。)

「中小企業雇用安定化奨励金」6ヵ月以上雇用している有期労働契約者(契約社員やパートなど)を正社員に転換する制度を就業規則等に定め、実際に1人以上転換した場合に支給されます。

「派遣労働者雇用安定化奨励金」6ヵ月以上受け入れている派遣労働者を直接雇入れる場合に支給されます。